

令和6年度 第3回静岡市債権管理委員会

令和7年1月29日（水）
14:00～16:00 市長公室

次 第

- 【議題1】 第4次行財政改革前期実施計画を踏まえた目標収納率について・・・資料1
- 【議題2】 令和7年度静岡市債権管理委員会事業計画について・・・資料2
- 【議題3】 債権の放棄に関する審議について・・・資料3及び議案書
- 【報告】 静岡市債権管理委員会設置要綱の改正について・・・資料4

静岡市債権管理委員会委員名簿

(令和6年4月1日現在)

委 員 長	副 市 長	大 長 義 之
委 員	総 務 局 長	大 村 明 弘
同	財 政 局 長	野 村 一 正
同	葵 区 長	良 知 伸 昭
同	駿 河 区 長	秋 山 知
同	清 水 区 長	塩 原 博
同	保 健 福 祉 長 寿 局 長	山 本 哲 生
同	子 ども 未 来 局 長	橋 本 隆 夫
同	上 下 水 道 局 長	渡 辺 裕 一

第4次行財政改革前期実施計画を踏まえた目標収納率

資料 1

市 税		後期計画（第3次） （R1～R4年度）								前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8	
目標値 （％）	合計	98.77		98.82		98.89		98.97		99.15		99.25		99.27		99.30	
	現年分	99.41		99.46		99.50		99.52		99.59		99.62		99.63		99.65	
	滞納繰越分	42.64		43.01		44.02		45.02		46.95		47.58		47.59		47.60	
実績又は見直し後 （％）	合計	98.94	○	98.44	×	99.11	○	99.21	○	99.25	○	99.25	○	99.27	→	99.30	→
	現年分	99.49	○	98.97	×	99.60	○	99.64	○	99.62	○	99.60	×	99.63	→	99.65	→
	滞納繰越分	49.48	○	46.95	○	63.00	○	48.46	○	49.06	○	50.21	○	47.11	↓	47.86	↑
目標達成結果		達成		未達成		達成		達成		達成		（見込） 達成		目標値 据置き		目標値 据置き	
R6収納率見込みの背景		・ 現年分収納率及び滞納繰越分収納率については、11月末までの収納率の推移から推計した。 ・ 個人住民税に係る定額減税の影響により、現年分は目標値を下回っているものの、滞納繰越分が目標値を上回っていることから、合計収納率は前年度と同率を見込んだ。															
R7目標設定の理由		・ 第4次行財政改革前期実施計画の最終年である令和8年度に政令指定都市の中で合計収納率3位以内（99.30％）を目指す。 ・ 令和7年度も一部定額減税が実施されるが、令和6年度程の影響は受けないことから、令和7年度の合計収納率は目標値を据え置きとした。															

国民健康 保険料（税）		後期計画（第3次） （R1～R4年度）								前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8	
目標値 （％）	合計	81.21		83.81		85.42		85.75		87.64		88.48		89.24		89.76	
	現年分	92.67		92.98		93.41		93.41		94.88		95.34		95.44		95.54	
	滞納繰越分	21.61		23.49		24.46		24.89		22.71		23.97		24.48		24.98	
実績又は見直し後 （％）	合計	82.93	○	85.82	○	86.75	○	87.13	○	87.73	○	88.15	×	89.24	→	89.76	→
	現年分	93.46	○	94.17	○	94.48	○	94.78	○	94.93	○	94.27	×	95.44	→	95.54	→
	滞納繰越分	22.89	○	24.98	○	21.79	×	22.11	×	22.87	○	24.62	○	24.48	→	24.98	→
目標達成結果		達成		達成		達成		達成		達成		（見込） 未達成		目標値 据置き		目標値 据置き	
R6収納率見込みの背景		・前年同月比の推移から推計した。 ・滞納繰越分は機能分担制の成果から目標値を上回る見込みである。現年分については目標値を下回る見込みである。そのため、合計も目標値を下回る見込みである。															
R7目標設定の理由		・現年分及び合計について目標に達しない見込みであるが、現年の催告について、納付約束不履行者への催告に加え、未納者（催告無反応者）への催告を行う等取り組みの強化に努める。 ・滞納繰越分は令和8年度までに過去最高水準であった令和2年度の水準に戻すという第4次行財政改革前期実施計画達成に向け引き続き累積事案の解消に努める。															

※第4次行財政改革前期実施計画で掲げた取組項目「市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（適正な債権管理の推進）」の指標は合計収納率のみですが、第3次と比較するために現年分と滞納繰越分を表示しました。

介護保険料		後期計画（第3次） （R1～R4年度）								前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8	
目標値 （％）	合計	97.72		98.15		98.33		98.50		98.64		98.85		98.86		98.87	
	現年分	99.11		99.35		99.38		99.41		99.45		99.60		99.62		99.64	
	滞納繰越分	18.25		22.29		24.05		24.28		23.30		27.06		27.07		27.08	
実績又は見直し後 （％）	合計	98.07	○	98.36	○	98.63	○	98.77	○	98.92	○	98.95	○	98.86	→	98.87	→
	現年分	99.35	○	99.43	○	99.44	○	99.53	○	99.62	○	99.62	○	99.62	→	99.64	→
	滞納繰越分	22.17	○	23.81	○	21.92	×	27.05	○	27.74	○	27.90	○	27.07	→	27.08	→
目標達成結果		達成		達成		達成		達成		達成		（見込） 達成		目標値 据置き		目標値 据置き	
R6収納率見込みの背景		・現年分は、11月末時点の収納率が前年同時期の実績値を上回っており、今後の収納見込みから前年度と同程度の収納率となる見込みである。 ・滞納繰越分は、11月末時点の収納率が前年同時期の実績値を上回っており、前年度の収納率を上回る見込みである。															
R7目標設定の理由		・現年分は、令和5年度から同程度で推移していることから据え置きとした。 ・滞納繰越分は、令和4年度以降財産調査及び滞納処分を強化してきたことで滞納者数が減少したことに伴い、滞納処分可能な財産がある滞納者が減少し収納率上昇が見込めないため据え置きとした。															

市立清水病院 診療収入等		後期計画（第3次） （R1～R4年度）								前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8	
目標値 （％）	合計	92.84		92.84		92.84		92.84		95.13		95.31		95.36		95.39	
	現年分	99.28		99.28		99.28		99.28		99.53		99.54		99.55		99.56	
	滞納繰越分	8.67		8.67		8.67		8.67		8.68		8.69		8.70		8.71	
実績又は見直し後 （％）	合計	93.51	○	93.67	○	93.70	○	94.06	○	95.11	×	95.35	○	95.36	→	95.39	→
	現年分	99.53	○	99.80	○	99.39	○	99.40	○	99.37	×	99.51	×	99.55	→	99.56	→
	滞納繰越分	7.04	×	8.23	×	7.10	×	7.44	×	11.40	○	8.11	×	8.70	→	8.71	→
目標達成結果		達成		達成		達成		達成		未達成		（見込） 達成		目標値 据置き		目標値 据置き	
R6収納率見込みの背景		・現年分は、令和6年11月末までの実績と令和5年度の実績から収納率の推移を推計した。収納率向上のため、未収金の発生防止の取り組みとして、「マイナ保険証利用」の推奨や「出産育児一時金直接支払制度同意書」の周知等を行い、R5の実績値（99.37％）は超えるが、R6の目標値（99.54％）には、若干下回る見込みである。 ・滞納繰越分は、未収金の縮減に向けた取り組み強化に努め、催告や支払督促制度の活用等を実施しているが、R6の目標値（8.69％）には達しない見込みである。															
R7目標設定の理由		令和6年度の各推計値（合計、現年分、滞納繰越分）は、令和6年度の各目標値（合計、現年分、滞納繰越分）と近い数値を見込んでおり、計画どおり進捗しているため、令和7年度以降の計画変更は行わない。															

※第4次行財政改革前期実施計画で掲げた取組項目「市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（適正な債権管理の推進）」の指標は合計収納率のみですが、第3次と比較するために現年分と滞納繰越分を表示しました。

生活保護費 返還金、徴収金等		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
		R1	R2	R3	R4	R5		R6		R7		R8	
目標値 （％）	分納率（合計）	計画未登載				77.00		79.00		81.00		83.00	
実績又は見直し後 （％）	分納率（合計）					77.60	○	79.04	○	81.00	→	83.00	→
目標達成結果						達成		（見込） 達成		目標値 据置き		目標値 据置き	
R6分納率見込みの背景		・ 令和6年度の分納率は、11月末までの実績に加えて、滞納整理強化期間を10月から12月まで例年実施し、年度後半に分納率が高くなる傾向であることから、12月以降は過年度実績を基に推計した。 ・ 令和6年11月末までの実績は前年平均を上回っており、目標値は達成すると見込んでいる。											
R7目標設定の理由		・ 令和8年度までに1年間に発生する新規債権全てについて分納を達成することを目標に、過年度発生債権を含めた債権全体の分納率を令和8年度に83%となるよう計画して目標値を設定している。 ・ 令和7年度以降の目標数値は、令和6年度の推計値から計画どおり進捗していると判断し、据え置きとした。											

母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金 元金・利子、違約金		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）									
		R1	R2	R3	R4	R5		R6		R7		R8			
目標値 （％）	合計	計画未登載				40.25		40.39		40.63		40.93			
	現年分					85.08		85.60		86.12		86.64			
	滞納繰越分					9.67		9.72		9.77		9.83			
実績又は見直し後 （％）	合計	計画未登載				38.84	×	39.68	×	40.63	→	40.93	→		
	現年分					83.97	×	85.95	○	86.12	→	86.64	→		
	滞納繰越分					10.43	○	10.30	○	10.35	↑	10.40	↑		
目標達成結果						未達成		（見込） 未達成		目標値 据置き		目標値 据置き			
R6収納率見込みの背景		・令和6年11月分までは実績、12月以降は、例年年度後半の収納率が高くなる傾向にあること、また、滞納整理強化期間の実施を例年同様に遅滞なく実施できていることから、過去実績を基に推計した。 ・現年分については電話催告の実施・連帯借受人への催告及び納付書の送付等により、滞納繰越分についてはサービサーへの委託範囲について、これまで最終納付日から2年以上経過している債権としていたところを、1年以上経過している債権まで拡大したこと等により、目標値を上回る見込み。 ・現年分及び滞納繰越分の収納率（現年分：85.95％、滞納繰越分：10.30％）が目標値（現年分：85.60％、滞納繰越分：9.72％）を超えているが、合計収納率（39.68％）が目標値（40.39％）を下回ってしまった理由は、現年分と滞納繰越分の収納率向上よりも、収納率が高い現年分の調定額の占める比率が下がったことによる影響が大きいためである。													
R7目標設定の理由		・現年分は令和6年度収納率見込（85.95％）が目標値（85.60％）を上回っており、今後も計画どおりに進めていくため、令和7年度以降の計画変更は行わない。 ・滞納繰越分は令和6年度収納率見込（10.30％）が、令和8年度目標（9.83％）を既に上回っていることから、令和7年度以降の目標値を上方修正する。 ・合計収納率は令和6年度収納率見込（39.68％）が、令和6年度目標値（40.39％）を下回っていることから、目標値を据置きとした。													

※第4次行財政改革前期実施計画で掲げた取組項目「市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（適正な債権管理の推進）」の指標は合計収納率のみですが、第3次と比較するために現年分と滞納繰越分を表示しました。

水道料金		後期計画（第3次） （R1～R4年度）								前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8	
目標値 （％）	合計	96.84		97.01		97.19		97.37		98.25		98.50		98.51		98.54	
	現年分	99.06		99.11		99.16		99.21		99.16		99.39		99.42		99.45	
	滞納繰越分	27.42		27.44		27.46		27.48		44.65		45.34		33.87		34.66	
実績又は見直し後 （％）	合計	97.12	○	97.88	○	98.08	○	98.07	○	98.33	○	98.76	○	98.77	↑	98.89	↑
	現年分	98.98	×	99.02	×	99.10	×	99.06	×	99.09	×	99.42	○	99.50	↑	99.51	↑
	滞納繰越分	31.45	○	41.90	○	43.27	○	45.21	○	51.58	○	56.42	○	35.54	↑	36.69	↑
目標達成結果		達成		達成		達成		達成		達成		（見込） 達成		目標値 上方修正		目標値 上方修正	
R6収納率見込みの背景		・10月に「徴収サイクルの短縮」として検針から納期限までの期間を短縮した。 ・10月に督促状を目につきやすいデザインや内容に変更した。 上記の取り組みにより11月末時点の現年度収納率は、97.55%となり、前年同月比6.02ポイント向上した。 ・11月からSMS催告を実施した。 ・令和7年1月から従来より給水停止を強化して実施する。給水停止予告通知を発送した者に対するの送達確認の電話連絡を継続実施する。 上記の取り組みにより5月末時点の現年度収納率は、99.42%を見込んでいる。 ・滞納繰越分は、日々の納付指導を行いつつ、支払督促申立て、差押えを実施した。11月末時点の収納率は52.34%となり、目標を達成した。5月末時点の収納率は56.42%を見込んでいる。															
R7目標設定の理由		・令和6年度に開始した取り組みを継続する。いずれも令和6年度途中から実施した取り組みであり、令和7年度は年間を通して取り組みを実施できるため、現年度の収納率がさらに向上するものと見込んでいる。 一方、徴収サイクルの短縮、SMS催告及び給水停止の強化は、債権回収の早期着手の取り組みであり、令和7年5月までに収入される令和6年度調定分が増え、滞納繰越分として6月以降に収入される同調定分が減ることから、滞納繰越分の収納率は減少するものと見込んでいる。															

下水道使用料		後期計画（第3次） （R1～R4年度）								前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8	
目標値 （％）	合計	97.61		97.76		97.91		98.06		98.21		98.49		98.52		98.55	
	現年分	99.00		99.05		99.10		99.15		99.17		99.41		99.44		99.47	
	滞納繰越分	36.60		36.80		37.00		37.20		41.05		41.43		30.04		30.51	
実績又は見直し後 （％）	合計	97.57	×	97.79	○	97.94	○	98.05	×	98.24	○	98.63	○	98.66	↑	98.71	↑
	現年分	98.96	×	99.06	○	99.11	○	99.08	×	99.12	×	99.42	○	99.50	↑	99.51	↑
	滞納繰越分	37.20	○	39.82	○	40.29	○	42.51	○	47.49	○	48.64	○	30.55	↑	30.62	↑
目標達成結果		未達成		達成		達成		未達成		達成		（見込） 達成		目標値 上方修正		目標値 上方修正	
R6収納率見込みの背景		・ 現年度の取り組みは、水道料金と同様の状況。11月末時点の現年度収納率は、97.64％となり、前年同月比6.38ポイント向上した。 ・ 滞納繰越分は、日々の納付指導を行いつつ、給与、証券、年金等の差押えを実施した。11月末時点の収納率は44.61％となり、目標を達成した。5月末時点の収納率は48.64％を見込んでいる。															
R7目標設定の理由		・ 水道料金同様、令和6年度に開始した取り組みを継続する。															

※第4次行財政改革前期実施計画で掲げた取組項目「市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（適正な債権管理の推進）」の指標は合計収納率のみですが、第3次と比較するために現年分と滞納繰越分を表示しました。

令和7年度静岡市債権管理委員会事業計画

資料2

1 会議の開催 定例：3回（5月、10月、1月を予定）

臨時：随時

2 事業内容

（1）債権管理の総括に関すること

	主な審議及び報告項目	対 象
第1回	【報告】令和6年度収入未済額縮減に向けた取組等結果報告 ・滞納整理強化期間実施結果 ・債権管理ヒアリング所管課取組結果	主要債権
	【審議】令和7年度主要債権取組方針	主要債権（所管局長説明）
第2回	【報告】令和6年度決算における収入未済額の状況	令和6年度決算で収入未済が生じている全債権
	【報告】令和6年度収納率等の実績評価及び令和7年度の課題	主要債権（所管局長説明）
	【報告】令和7年度滞納整理強化期間実施計画の策定	主要債権（所管局長説明）
	【報告】令和7年度ヒアリング実施結果	令和6年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
	【報告】令和7年度債権管理研修実績	
第3回	【審議】第4次静岡市行財政改革前期実施計画を踏まえた指標（目標収納率）	主要債権（所管局長説明）
	【審議】令和8年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	【審議】債権の放棄に関する審議	非強制徴収債権のうち、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

※主要債権：市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、市立清水病院診療収入等、生活保護費返還金、同徴収金、

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子、同違約金、水道料金、下水道使用料

(2) 債権の管理に関する研修の実施

No.	時期	研修名	講 師 対 象	上段：R 7 受講見込（人） 下段：R 6 受講実績（人）		
				税務部	税外	合計
1	5 月	(1)徴収事務・滞納整理事務の基礎、徴収職員の心構え (2)債権管理とは (3)債権回収に係る滞納者との折衝方法	講師：滞納対策課職員 対象：全債権【新人・新任対象】	32 (42)	32 (40)	64 (82)
2	5 月	給与又は年金の調査及び差押え	講師：滞納対策課職員 対象：強制徴収公債権【新人・新任対象】	12 (16)	12 (13)	24 (29)
3	6 月	自営業者に対する滞納整理と多様な財産差押	講師：滞納対策課職員 対象：強制徴収公債権【新人・新任対象】	13 (18)	11 (12)	24 (30)
4	6 月	初任者向け滞納整理研修	講師：外部講師 対象：強制徴収公債権【新人・新任対象】	10 (13)	13 (12)	23 (25)
5	6 月	組織的滞納整理における係長の役割	講師：滞納対策課職員 対象：強制徴収公債権【新任の係長】	4 (1)	5 (4)	9 (5)
6	7 月	適正な債権管理事務とは	エスナビ 対象：全債権及び新規採用職員【新人・新任対象】	111 (112)	1,616 (1,408)	1,727 (1,520)
7	8 月	搜索について	講師：滞納対策課職員 対象：強制徴収公債権	16 (16)	6 (11)	22 (27)
8	7～9 月	自治体における債権回収 ～債務の承継と相続人への請求について～	講師：弁護士 対象：強制徴収公債権【新人・新任対象】	6 (6)	19 (19)	25 (25)
9	7～9 月	静岡市債権の管理に関する条例に基づく 債権放棄について	講師：弁護士 対象：非強制徴収公債権及び私債権【新人・新任対象】	－ (－)	36 (36)	36 (36)

令和 6 年度債権管理研修 受講者アンケートにおける感想

- ・ 相続の仕組みについてほとんど何も分かっていない中で相続人からの問い合わせを受けることが多く、業務をする上で多くの不安を抱えていたが、研修を受講し、今までよりも自信をもって返答できるようになるような知識を得られた。(No.8 研修受講者)
- ・ 法律の専門家（弁護士）に静岡市の条例に沿って解説していただいたのが良かった。
条文だけを読んでもわからなかったことが、実例をまじえて説明をいただいたのでよくわかった。(No.9 研修受講者)
- ・ テーマを絞って体系立てて説明してもらえたのでわかりやすかった。(No.9 研修受講者)

債権の放棄に関する審議

資料3

1. 審議概要

非強制徴収債権の権利の放棄（債権放棄）は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により本来議決案件ですが、債権管理上、しかるべき対応が実施されたにも関わらず、回収の見込みがなく債権放棄せざるを得ないことが明らかな場合に限り「静岡市債権の管理に関する条例」による放棄が認められています。

各委員には「議案書」に沿って、条例に規定する放棄要件との適合性などの観点から、当該債権を放棄することの適否について審議していただきます。

○静岡市債権の管理に関する条例（抜粋）

第7条 市長等は、**非強制徴収債権**について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) **破産法**(平成16年法律第75号)第253条第1項、**会社更生法**(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その責任を免れたとき。
- (2) **債務者が死亡し、その債務について限定承認**があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2の規定による**強制執行等の措置**又は自治令第171条の4の規定による**債権の申出等の措置**をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、その債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について、自治令第171条の5の規定により**徴収停止の措置**をとった場合で、当該措置をとった日から**相当の期間**を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。)について、消滅時効の期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)。

令和6年度 債権の放棄に関する総括表

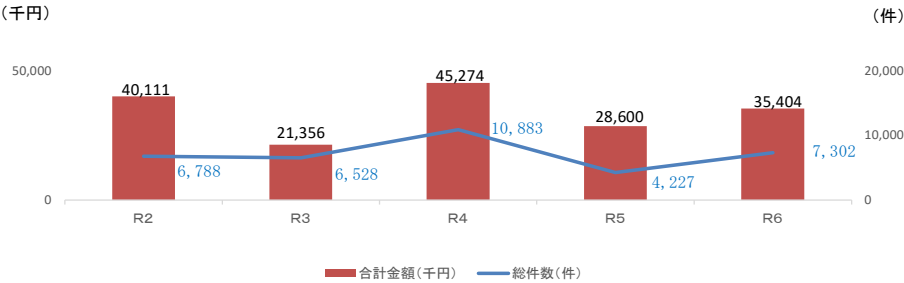
1 債権別・放棄理由別一覧（議案別）

議案 番号	債 権 の 名 称	法的区分 及び消滅 時効の期間	人数 (人)	件数 (件)	放棄金額 (円)	放棄の理由 (第7条 該当号)	所管課
1	墓 地 管 理 料	私 債 権 10 年	1	8	27,760	5 号	戸 籍 管 理 課
2	急 病 セ ン タ ー 使 用 料 (診 療 収 入 等)	私 債 権 5 年	1	1	8,860	4 号	保健衛生医療課
3	診 療 収 入 等	私 債 権 3 年	33	237	6,906,419	5 号	清水病院医事課
4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 元 金 ・ 利 子 ・ 違 約 金	私 債 権 10 年	2	110	2,904,273	1 号	子 ども 家 庭 課
5	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 元 金 ・ 利 子 ・ 違 約 金	私 債 権 10 年	17	891	10,645,491	5 号	子 ども 家 庭 課
6	母子家庭等日常生活支援負担金	私 債 権 10 年	1	1	900	5 号	子 ども 家 庭 課
7	汚 水 処 理 場 使 用 料	私 債 権 5 年	1	76	207,725	1 号	住宅政策課
8	業務委託契約解除に伴う損害金 (雑 入)	私 債 権 5 年	1	1	9,240	3 号	スポーツ振興課
9	水 道 料 金	私 債 権 2 年	32	129	757,603	1 号	お客様サービス課
10	水 道 料 金	私 債 権 2 年	1	20	200,380	3 号	お客様サービス課
11	水 道 料 金	私 債 権 2 年	637	2,012	4,476,064	4 号	お客様サービス課
12	水 道 料 金	私 債 権 2 年	1,586	3,816	9,259,770	5 号	お客様サービス課
計	—	—	2,313	7,302	35,404,485	—	—

2 放棄理由による内訳

放棄の理由（条例第7条該当号）	人数 (人)	件数 (件)	放棄金額		前年度放棄実績金額（円）	対前年比
			(円)	構成比		
第1号（破産等による免責）	35	315	3,869,601	10.93%	3,421,076	113.11%
第3号（法的手続後の残額）	2	21	209,620	0.59%	—	—
第4号（徴収停止後相当期間を経過）	638	2,013	4,484,924	12.67%	8,814,834	50.88%
第5号（消滅時効の期間を経過）	1,638	4,953	26,840,340	75.81%	16,363,703	164.02%
計	2,313	7,302	35,404,485	100.00%	28,599,613	123.79%

3 債権放棄の額、件数の推移（第3回債権管理委員会審議時点）



このグラフは、各年度の第3回債権管理委員会の審議時点の債権放棄議案の金額、件数をもとに作成しており、実際に債権放棄した内容の実績とは、一部異なる場合があります。

令和 6 年度第 3 回
静岡市債権管理委員会

議案書

議案第 1 号

墓地管理料の債権の放棄について

所管課名 戸籍管理課

債権の名称	墓地管理料
放棄しようとする 債権の額（内容）	27,760 円 （平成 16 年度から平成 23 年度までの未納分）
人数（件数）	1 人（8 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（10 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） [その他] 1 人（8 件） 27,760 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 2 号

急病センター使用料（診療収入等）の債権の放棄について

所管課名 保健衛生医療課

債権の名称	急病センター使用料（診療収入等）
放棄しようとする 債権の額（内容）	8,860 円（令和 4 年 8 月の未納分）
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	地方自治法施行令第171条の 5 の規定による徴収停止の措置を取った後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当） 〔債権の管理の経過〕 1 人（1 件）8,860円 1 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるため、徴収停止の措置をとった。（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号） 2 徴収停止後、相当期間が経過したが、状況に変化はなく、債権回収が見込めない。

議案第 3 号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	6,906,419 円 （平成 9 年 6 月から平成 25 年 2 月までの外来及び入院診療費） 【参考】一人当たりの最高額 856,555 円 最低額 20,000 円
人数（件数）	33 人（237 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（3 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） [居所不明（日本人）] 1 人（3 件）36,990 円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 戸籍又は住民票調査するも異動がなく、現地調査するも居所不明であった。 [その他] 32 人（234 件）6,869,429 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 4 号

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金の債権の放棄について

所管課名 子ども家庭課

債権の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金
放棄しようとする 債権の額（内容）	2,904,273 円（内、元金 2,904,273 円） （令和 2 年 1 月から令和 6 年 12 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 2,118,852 円 最低額 785,421 円
人数（件数）	2 人（110 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当） [免責の事実確認] 公告（官報）及び免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第 5 号

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金の債権の放棄について

所管課名 子ども家庭課

債権の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金
放棄しようとする 債権の額（内容）	10,645,491 円（内、元金 9,844,294 円、利子 315,565 円、違約金 485,632 円） （昭和 59 年 9 月から平成 21 年 7 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 2,177,819 円 最低額 93,069 円
人数（件数）	17 人（891 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（10 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） [居所不明（日本人）] 1 人（83 件）1,720,077 円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 戸籍又は住民票調査するも異動がないため。 [その他] 16 人（808 件）8,925,414 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 6 号

母子家庭等日常生活支援負担金の債権の放棄について

所管課名 子ども家庭課

債権の名称	母子家庭等日常生活支援負担金
放棄しようとする 債権の額（内容）	900 円（平成 21 年 6 月利用分）
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（10 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） 〔居所不明（外国人）〕 1 人（1 件） 900 円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 転出先市区町村へ公用照会するも、法務省通知により除票となっており、居所が判明しなかった。

議案第 7 号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	207,725 円 （平成 8 年 11 月から平成 22 年 2 月までの使用料）
人数（件数）	1 人（76 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当） 〔免責の事実確認〕 破産手続に関する裁判所の通知及び官報により確認した。

議案第 8 号

業務委託契約解除に伴う損害金（雑入）の債権の放棄について

所管課名 スポーツ振興課

債権の名称	業務委託契約解除に伴う損害金（雑入）
放棄しようとする 債権の額（内容）	9,240 円 （令和 5 年 8 月から令和 6 年 3 月までの未納分）
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	地方自治法施行令第 171 条の 4 の規定により、債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった債務について、履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当） 〔債権の管理の経過〕 破産管財人に債権の申出を行ったが、本件債権を含む破産債権への配当は無く、令和 5 年 12 月 13 日、破産手続きの廃止が決定したため、債務の履行の見込みがなくなった。

議案第 9 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	757,603 円 （平成 26 年 7 月から令和 6 年 6 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 273,240 円 最低額 869 円
人数（件数）	32 人（129 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写し又は官報により確認した。

議案第 10 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	200,380 円 （平成 27 年 10 月から平成 30 年 12 月までの検針分）
人数（件数）	1 人（20 件）
放棄の理由	地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定により、強制執行等の手続きを行ってもなお債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当） 〔債権の管理の経過〕 訴訟手続きにより債務名義を取得するも、債務者の財産（動産）が換価価値なく、また、債務者の資力回復が見込めないため。

議案第 11 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	4, 476, 064 円 （平成 26 年 12 月から令和 5 年 9 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 230, 453 円 最低額 540 円
人数（件数）	637 人（2, 012 件）
放棄の理由	地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号該当） [債権の管理の経過] 1 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号該当 31 人（94 件） 338, 313 円 破産手続廃止決定を受けた又は所在不明になり水道契約を中止した法人について、現地調査、商業登記簿の確認等により、業務を停止しており事業再開の見込みがないと認められたため、徴収停止の措置をとった。 2 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号該当 67 人（418 件） 1, 468, 899 円 住民票調査により居所不明であることを確認したため、徴収停止の措置をとった。 3 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号該当 539 人（1, 500 件） 2, 668, 852 円 催告等を行うも支払がなく、債権額が取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の措置をとった。

議案第 12 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	9,259,770 円 （平成 22 年 9 月から令和元年 12 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 572,960 円 最低額 540 円
人数（件数）	1,586 人（3,816 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（2 年）が経過し、債務が履行される見込みがないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号該当） 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

(検討部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項を調査し、及び研究するため、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は財政局税務部滞納対策課債権管理担当課長の職にある者を、部会員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会で調査し、及び検討する事項に関連する主管の職員を臨時の部会員として指名し、加えることができる。

5 前条の規定は、検討部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(作業部会の設置)

第7条 検討部会の部会長は、第2条各号に掲げる事項に係る資料の収集、作成等を行うため、検討部会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営等に関し必要な事項は、検討部会の部会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、財政局税務部滞納対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。(追加)

別表（第6条関係）

総務局総務課長

(削除)

総務局政策法務課長	(削除)
総務局人事課長	(削除)
財政局税務部税制課長	
財政局税務部納税課長	
財政局税務部滞納対策課長	
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長	
保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長	
保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権収納対策課長	
保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長	
子ども未来局子ども家庭課長	
会計室次長	
上下水道局経営管理部お客様サービス課長	